



【学校の対応】

- ・いじめの発見または情報を得たら、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組む。
- ・被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- ・被害生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害生徒や保護者と協議する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに所轄の警察に相談または通報を行い、適切な援助を求める。